

## 栗山町立小中学校適正配置計画のフレームについて

### I. 基本的な事項

1. 基本的理念
2. 計画の目的
3. 計画の位置付け
4. 計画の期間
5. 計画推進に関わる考え方

### II. 関連施策の推進 ～特色ある学校づくり

1. 小中一貫教育の推進
2. ふるさとキャリアプログラムの推進
3. その他関連施策の推進

### III. 学校規模の適正化

1. 適正化に関わる考え方
2. 小学校数の適正化
3. 中学校数の適正化
4. 学校校舎等の適正化 ※ハード面
5. 学校の位置
6. 通学手段の確保

### IV. その他関係事項

1. 計画の推進・遂行の留意点
- (2. 学校施設（閉校舎）の取扱い) ————— ※学校数が変わる場合は項目立て

### V. 計画のスケジュール

## I. 基本的な事項

項目	概要
1. 基本的理念	・ 子どもたちの健全な成長を図ることを優先的に考えて、充実した学校環境の整備等について整理する
2. 計画の目的	・ 次の事項を中心に中長期的な見通しを立てることを目的とする ① 学校教育に関わる関連施策の推進（特色ある学校づくり） ② 学校規模の適正化（学校の小規模化の対応措置）
3. 計画の位置付け	・ 第7次総合計画及び栗山町教育ビジョンに準ずる個別の計画とする
4. 計画の期間	・ 第7次総合計画の終期と同様とし、令和7年度から令和12年度までの期間とする
5. 計画推進に関わる考え方	① 計画の見直し 人口動態や社会情勢、教育を取り巻く環境の変化等により見直しが必要となった場合は、適宜改訂する ② 計画の遂行 計画の遅延は、子どもたちへの影響や、保護者をはじめとした関係者の不安を大きくする可能性があるため、慎重に臨む一方で可能な限り迅速に執り進める ③ 情報の発信・共有等 本計画の内容を含め、学校区（通学区）ごとに説明会を行うなど、情報の発信・共有に努める

## Ⅱ. 関連施策の推進～特色ある学校づくり

項目	概要
1. 小中一貫教育の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 小中一貫教育は現在まで、学力の定着や中1ギャップの解消、児童生徒の規範意識の向上、柔軟な教育課程による効果的な教育活動の展開など、教育効果が高まる有用な施策として全国的に広がりを見せている</li><li>・ このため、学校教育に関わる有効な施策の一つとして、また、今後、保育園・こども園、高校との連携も鑑みて、基本方針のとおり、適正配置に並行して小中一貫教育の導入を目指し、系統的な教育を推進する</li><li>・ <u>小中一貫教育の類型・形態</u>については、「義務教育学校」及び「小中一貫型学校」共に9年間を通じた系統的な教育課程を編成する目的に変わりはないが、施設面の整備に大きく影響することが想定されるため、学校施設の物理的な要件に加え地域性や教員配置等を勘案した上でいずれか適当とされる手段を選定する</li><li>・ また、小中一貫教育の導入・推進に伴う目標の設定や教育課程の編成、組織の体制等については、必要に応じて、教職員や有識者等の関係者で構成する専門的な機関を組織し、具体的な協議・検討を十分に行う</li></ul>

小中一貫教育の類型・形態については、「参考資料①：義務教育学校について」の2ページをご覧ください

- 
2. ふるさとキャリアプログラム<sup>1</sup>の推進
- ・ 本町には多くの地域資源が存在しており、子どもが「ふるさとに学ぶ」ための人材や素材に溢れている
  - ・ 令和5年度に開催した「子どもたちのための学校教育の在り方を語り合う会」において、住民のみなさんから本町の地域資源を活かして子供たちが成長できる機会を作ってあげたいという思いが多く寄せられた
  - ・ 本町の地域資源を発達段階に応じて意図的、計画的に教育活動へ反映し、地域と共に歩む教育活動を推進するなどの「地域と歩む持続可能な教育」に取り組むことにより、ふるさと観やキャリア観を育成する
  - ・ そのために、栗山町地域教育協議会等と連携・協働して、学校と地域との双方向的な活動を展開し、町独自の教育活動の創設と具現化に取り組む

- 
3. その他関連施策の推進
- ・ 本計画に定めのない事項で、適正配置に関連し、児童生徒に対してより良い教育環境、教育指導に繋がる事業については、積極的に検討・実施に努める
  - ・ また、教職員の働き方改革に関わる施策等、必要により適正配置に先行して実施できる事業については適宜推進する

### Ⅲ. 学校規模の適正化

---

項目	概要
1. 適正化に関わる考え方	<p style="text-align: center;"><b>検討委員会での協議を経て 作成します。</b></p>
2. 小学校の適正化	<p style="text-align: center;"><b>検討委員会での協議を経て 作成します。</b></p>
3. 中学校の適正化	<p>・ 中学校は、平成 26 年に継立中学校が栗山中学校と統合しているため、現在は 1 校となっている</p>
4. 学校校舎等の適正化	
(1) 小学校	<p style="text-align: center;"><b>検討委員会での協議を経て 作成します。</b></p>
(2) 中学校	<p style="text-align: center;"><b>検討委員会での協議を経て 作成します。</b></p>
(3) 付帯関連施設の整備	<p style="text-align: center;"><b>検討委員会での協議を経て 作成します。</b></p>

---

---

5. 学校の位置

**検討委員会での協議を経て  
作成します。**

---

6. 通学手段の確保

- ・ 基準を超える児童生徒を対象に、スクールバスの導入・運行を基本とした通学支援に関わる事業を展開する
- (1) スクールバスの運行
  - ・ 運用に関する対象者の設定等の詳細事項は、栗山町スクールバス運行計画等検討委員会において協議をするなど、改めて精査・整理を行い、別途、運行計画を定める
- (2) その他の通学支援
  - ・ スクールバスの運行を基本とするが、効率性や利便性などを考慮し、それらによることが適当でないと判断される場合は、他の手法について検討する

#### IV. その他関係事項

項目	概要
1. 計画の推進・遂行の留意点	多額の事業費を要することも推察されるため、地域や保護者はもとより、まちづくりへ与える影響も考慮しながら、効果や効率性、さらには合理的な手法を十分鑑みて執り進める

※学校数が変わる場合は、項目立て  
(2. 学校施設（閉校舎）の取扱い)

**検討委員会での協議を経て  
作成します。**

## V. 計画のスケジュール

項目	概要
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 最上位計画である栗山町第7次総合計画に合わせ、当該計画期間内での完了を基本とする</li><li>・ 本計画の推進にあつては、新学習指導要領の円滑な推進をはじめ、子どもたちに少しでも早くより良い教育環境を提供するために可能な限り早期実現に努める</li></ul>
1. スケジュールのおおよその目安	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 具体的かつ明確なスケジュールに関しては、効率性や実効性等を鑑みて、関係機関・部署等との協議をもって精査し定める</li></ul>
※学校数が変わる場合は、項目立て	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p><b>検討委員会での協議を経て 作成します。</b></p></div>
(1) その他関連施策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 基本的に適正配置に並行して推進するが、必要性等を考慮し導入可能なものについては、適正配置の時期にこだわらず適切な時期に導入を図る</li></ul>